

平成25年度 第5回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成25年6月11日(火) 午前10時～12時15分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

【事務局職員】

事務局長	森谷邦彦	次長兼任用課長	稲田将
給与課長	新高謙一	係長	遠藤公亮
係長	向井京子	係長	有岡博己
係長	河村淳		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 条例廃止に対する本委員会の意見について

議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第3号 労働基準法第41条の規定に基づく宿日直勤務の許可について

5 議事の公開・非公開

公開とした。

6 議事

1 議案第1号

条例廃止に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

県議会から意見聴取のあった条例案について、以下のとおり回答しようとするもの。

① 条例案の名称
議案第 12 号 鳥取県職員の共済制度に関する条例の廃止について

② 条例案の概要

(1) 条例の廃止理由

県職員で組織する互助会が自主的・自律的に運営を行う一般財団法人となり、条例により規律する必要がなくなったため廃止する。

(2) 改正の概要

ア 鳥取県職員の共済制度に関する条例は、廃止する。

【条例廃止に至った経緯】

①当該共済条例は、互助会に対する必要な知事の指導監督権限等について定めることを主たる目的としていたが、平成 21 年度の警察職員互助会を最後に県から 3 互助会（（財）鳥取県職員互助会、（財）鳥取県教育関係職員互助会、（財）鳥取県警察職員互助会）への補助金の交付が終了したことに伴い、県の補助金交付に係る条文を削除し、知事の指導監督権限はそのまま残す形で当該共済条例の一部改正を行った。

②その後、新公益法人制度を目指す公益法人に関する法律が施行（平成 20 年 12 月 1 日）され、法令の規定により、平成 25 年 11 月 30 日までに一般財団法人に移行しなければ県職員で組織する互助会など特例財団法人は自然解散することになった。

③県では、これまでどおり職員に対して互助会事業を継続することとし、そのため、法令による手続きを終え、条例を根拠に設立されている 3 互助会は、平成 25 年 4 月 1 日付けで一般財団法人に移行させた。

④一般財団法人への移行に伴い、法令上、同法人の業務・運営全体について行政庁（知事）の指導監督権限は原則なくなり、同法人が自主的・自律的に運営を行うこととされているため、当該共済条例から知事の指導監督権限に係る条文を削除することに伴い、結果、規定する事項のなくなった当該共済条例自体を廃止しようとするものである。

イ 施行期日は、公布日とする。

③ 条例案に対する人事委員会の判断（案）

当該条例案は、新公益法人制度が発足し、県職員で組織する互助会が自主的・自律的に運営を行う一般財団法人となったことに伴い、条例により規律する必要がなくなったことから、互助会事業への知事の監督権限等を定めた鳥取県職員の共済制度に関する条例を廃止しようとするものである。

職員の福祉の観点から、当委員会として職員に対する共済制度は重要であると認識しているところ、共済制度については、法律によって定められている中、当該共済条例の廃止及び互助会の一般財団法人への移行の後においても、職員に対する互助会事業は同法人において継続され、職員の福利厚生に与える影響は少ないことから、異議はない。

2 議案第 2 号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第 19 条第 2 項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

① 申請のあった職
学芸員（美術担当）

② 採用予定者数
1 名

③ 採用予定日
平成 25 年 9 月 1 日

④ 申請理由

上記の職について県立博物館で欠員を生じており、特別展及び企画展の準備を進めるためには、早期に欠員を解消する必要がある。

また、今回採用する職員は、美術及び美術史についての専門的な知識と研究する能力が必要であり、職務内容の特殊性からも教育委員会において適材を選考することとしたい。

なお、このような能力を有する者は、大学新卒者以外にも大学院や博物館などの研究施設において、非常勤職員などの身分で研究活動に取り組んでいる者が多数おり、年度中途の募集でも十分に人材が確保できるものと見込まれる。

⑤ 選定方法

教育委員会において任用候補者選定のための試験を実施。

(1) 試験内容

ア 第1次試験

- ・論文審査：これまでの研究業績等に関する論文審査

イ 第2次試験

- ・論文試験：博物館職員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

(2) 受験資格

ア 昭和48年4月2日以降に生まれた人（40歳以下）

イ 大学において、美術又は美術史学を専攻し、卒業（修了）した人

ウ 博物館法に規定する学芸員資格を有する人又は平成25年8月31日までに取得する見込みの人

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

3 議案第3号

労働基準法第41条の規定に基づく宿日直勤務の許可について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県知事から断続的な宿直又は日直勤務の申請があり、適当と認められるので、労働基準法第41条第3号及び労働基準法施行規則第23条の規定により申請のとおり許可しようとするもの。

① 許可の要件

- (1) 宿日直の勤務の態様が労働密度の薄いものであること。
- (2) 一定額以上の宿日直手当が支払われること。
- (3) 宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。
- (4) 宿直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。

② 申請内容

平成15年度に既に許可している（最終変更は平成21年10月）「災害及び事件、事故等に対する24時間災害等初動体制」に係る宿日直に関して、宿直及び日直の人数を、以下のアからエに掲げる場合に限り、危機管理局職員を最大で2名増員するもの（既存の許可内容には変更を加えず、追加申請を行うもの）。

ア 北朝鮮によるミサイル発射予告があった場合

イ 新型インフルエンザ発生の兆候が見られる場合

ウ 人工衛星落下による県内への影響が予測される場合

エ その他ア～ウに類する場合

③ 申請内容の検討

(1) 勤務の態様

危機の予兆が見られるといっても、勤務の態様は、既に許可している防災当直業務と変わりなく、夜間、週休日及び休日に発生する非常事態への初動体制を確保するための電話対応などの一般的な待機業務であり、労働密度が薄いものと考えられる。

(2) 宿日直手当

職員の給与に関する条例第 16 条の 2 及び宿日直手当に関する規則第 3 条により、一般の宿日直手当、入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直手当、特殊な業務を主として行う宿日直手当を規定している。

宿日直手当額

一般の業務 宿直 4, 200円 日直 4, 200円

(3) 宿日直の回数

宿日直の回数の基準

基準	宿直	日直
厚生労働省基準	週 1 回を限度	月 1 回を限度

宿日直の回数の申請内容

事業所名	宿直	日直
知事部局 (危機管理局)	週 1 回以内	月 1 回以内

(4) 宿日直対象者

危機管理局の全職員

(5) 勤務時間

平日	宿直	午後 5 時 15 分～翌日午前 8 時 30 分
休日 (2交代制)	日直	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
	宿直	午後 5 時 15 分～翌日午前 8 時 30 分

【②のアからエまでの場合の宿日直体制の検証】

1 名は、既に許可している危機管理局又はその他部局職員により対応し、上記②のアからエまでの場合、危機管理局長の指示により、危機管理局職員 2 名又は 1 名が宿日直体制に加わり、3 名体制となる (危機管理局職員は最大で 3 名)。

知事部局	対象職員	男性	女性	備考
危機管理局	38 名	36 名	2 名	今回申請
(危機管理局以外)	100 名	92 名	8 名	現行の防災当直に係る 25 年 4 月現在対象者 (課長級のみ)
教育委員会	14 名	12 名	2 名	
監査委員事務局	2 名	2 名	0 名	
人事委員会事務局	1 名	1 名	0 名	
合計	155 名	143 名	12 名	

○危機管理局職員 (全職員)

宿直 (男性のみ) 1 週間につき最大 0.42 回
{ (週 1 回 × 1 名 + 週 7 回 × 2 名) ÷ 36 名 }
現行許可 今回申請

日直 1 月につき最大 0.55 回
{ (月 1 回 × 1 名 + 月 10 回 × 2 名) ÷ 38 名 }

○ (参考) 危機管理局以外の職員 (課長級のみ)

宿直 (男性のみ) 1 週間につき最大 0.07 回 (週 7 回 × 1 名 ÷ 107 名)
日直 1 月につき最大 0.09 回 (月 10 回 × 1 名 ÷ 117 名)

→ 各職員の宿日直について、基準の範囲内。

(6) 睡眠設備の設置

防災待機室（昼の間 10 畳）に寝具 2 組と簡易ベッド 2 組の合計 4 組を設置。

冷暖房設備あり。

(7) その他許可条件

上記②エの場合の判断は危機管理局長に委ねることになることから、その他ア～ウに類する事案を適用した場合には、当分の間、速やかに当委員会にその概要を報告することを条件とする。

【質 疑】

委 員

具体的な事象が起これば時間外勤務の対象になるということだと思うが、宿日直勤務との関係がはっきりしない面がある。

どういう事象が起これば時間外勤務になるのか。

事務局

具体的には使用者、つまり危機管理局長の判断により、初動体制に入ると決めたときから時間外勤務になる。

委 員

単なる連絡の業務だけでは時間外勤務にはならないということによいか。

事務局

密度や回数による。たまに電話がかかってくるということであれば、通常の待機業務の範囲内であるから、時間外勤務ではなく宿日直勤務で対応ということになる。

委 員

許可されればすぐ宿日直勤務ができることとなるが、しばらくは該当する事案はないということか。

事務局

想定している危機に際し、適時に対応したいということである。

また、①許可の要件の(2)として宿日直手当の支給があるが、基準を満たしているのかという点について補足説明したい。

厚労省が具体的な基準について通知を出しており、宿日直手当の最低額は、同種の労働者に支払われる賃金の一人一日平均支給額の 1/3 を下らないものとされている。そこで、行政職 1～9 級の基本給を基に、これを満たしているか検証してみた。

これによると、平均支給額の 1/3 の額は 3,408 円となり、今回支給しようとしている 4,200 円は、厚労省が示す基準を上回っていることが確認できた。

委 員

その基準でいう「同種の労働者」というのはどの範囲になるのだろうか。

事務局

「同一企業に属する数個の事業場について、一律の基準により宿直又は日直の手当額を定める必要がある場合には、当該事業場の属する企業の全事業場において宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者についての一人一日平均額によることができるものであること」という許可基準のただし書きの方を適用することとなると思う。

委 員

ただし書きでは、「数個の事業場について」手当額を定める場合とされているが。

事務局

同じ県の機関でも、労働基準法上の事業場としては色々分かれており、労基署が所管する事業場や人事委員会が所管する事業場があり、一律に手当額を定めなければならない場合に該当する。

委 員

今回の件に限らず、色々な事業場で一律にしなければならない、他に色々ある中で一律 4,200 円にするのが妥当ということか。了解した。

7 次回の人事委員会の開催

平成 25 年 7 月 16 日（火）午前 10 時から開催することとした。